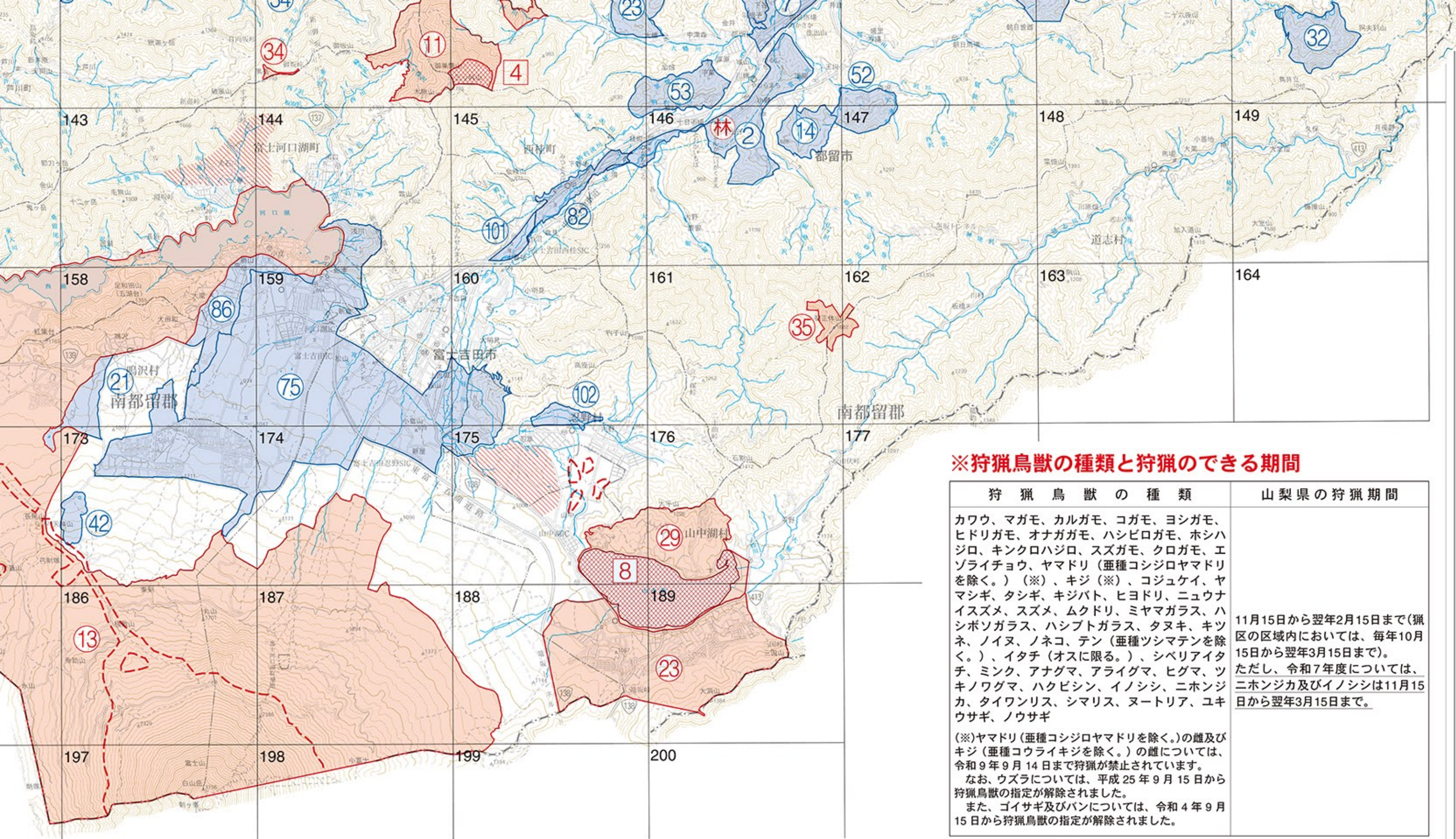




※狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	山 梨 県 の 狩 猟 期 間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）（※）、キジ（※）、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで）。 ただし、令和7年度については、ニホンジカ及びイノシシは11月15日から翌年3月15日まで。
（※）ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌については、令和9年9月14日まで狩猟が禁止されています。 なお、ウズラについては、平成25年9月15日から狩猟鳥獣の指定が解除されました。 また、ゴイサギ及びバンについては、令和4年9月15日から狩猟鳥獣の指定が解除されました。	

令和8年1月11日(日)を中心とした前後1週間に「カモ類センサスの日」として全国一斉に調査が実施されますので、カモ類の狩猟の自粛について御協力をお願いします。

※捕獲数の制限

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1 日 の 制 限 羽 数 又 は 頭 数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して5羽（網を使用する場合にあっては、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計して200羽）
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ及びキジ	合計して2羽
コジュケイ	5羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して5羽
キジバト	10羽
ニホンジカ	平成24年度から捕獲数の制限がなくなりました。

令和7年10月、11月、12月～令和8年1月、2月、3月の日の出、日の入時刻推定表（甲府）													
1 0 月		1 1 月		1 2 月		1 月		2 月		3 月			
日	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入	日の出 日の入
1	6:07 16:51	6:07 16:51	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33	6:07 16:33
2			6:08 16:50	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32	6:08 16:32
3			6:09 16:49	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31	6:09 16:31
4			6:10 16:48	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30	6:10 16:30
5			6:11 16:47	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29	6:11 16:29
6			6:12 16:46	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28	6:12 16:28
7			6:13 16:45	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27	6:13 16:27
8			6:14 16:44	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26	6:14 16:26
9			6:15 16:43	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25	6:15 16:25
10			6:16 16:42	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24	6:16 16:24
11			6:17 16:41	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23	6:17 16:23
12			6:18 16:40	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22	6:18 16:22
13			6:19 16:39	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21	6:19 16:21
14			6:20 16:38	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20	6:20 16:20
15	5:52 17:11	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39	6:21 16:39
16	5:53 17:09	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38	6:22 16:38
17	5:54 17:08	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37	6:23 16:37
18	5:55 17:07	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36	6:24 16:36
19	5:55 17:06	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35	6:25 16:35
20	5:56 17:04	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34	6:26 16:34
21	5:57 17:03	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33	6:27 16:33
22	5:58 17:02	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32	6:28 16:32
23	5:59 17:01	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31	6:29 16:31
24	6:00 17:00	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30	6:30 16:30
25	6:01 16:58	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29	6:31 16:29
26	6:02 16:57	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28	6:32 16:28
27	6:03 16:56	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27	6:33 16:27
28	6:04 16:55	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26	6:34 16:26
29	6:05 16:54	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25	6:35 16:25
30	6:06 16:53	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24	6:36 16:24
31	6:06 16:52	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23	6:37 16:23

※上記表の時刻は推定ですので出猟の際は新聞等で確認してください。

してください。

マの捕獲頭数制限を実施しています。ツキノワグマ猟に出る又は林務環境事務所環境・エネルギー課まで連絡し、捕獲可ください。また、ツキノワグマを捕獲した場合は、速やかに報告し、ツキノワグマを捕獲するためにわなを使用することは禁止

等が点在する地域が多くあります。土地に不案内な狩猟者市町村役場等に確認してから出猟してください。入林する際は、事前に山梨森林管理事務所（甲府市宮前町7-7）への入林届が必要となります。

ヤマドリの狩猟は禁止されています。

まで）
のくくりわなの使用は、禁止されています。

猟は、禁止されました。また、くくりわなについては、下記するくくりわなは、使用が禁止されています。
ノシシを捕獲する場合で、①輪の直径が12センチメートルを、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期（※）から狩猟が終期間に限り20センチメートル以下のものを使用することがで防止金具が装着されていないもの、③よりもどしが装着されワイヤーの直径が4ミリメートル未満のもの。
ノシシ以外の獣類を捕獲する場合で、①輪の直径が12センチのもの、②締め付け防止金具が装着されていないもの。
ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期」については、毎年県が狩。県のホームページにより御確認いただくか、県自然共生推進務環境事務所にお問い合わせください。

シの狩猟期間が延長されました。

度においてニホンジカとイノシシの狩猟期間が、3月15日まで、他の狩猟鳥獣については、従来どおり2月15日までです。日から溪流釣りが順次解禁となりますので、3月1日以降は、わなないようにしてください。

で禁止されています。

及び墓地での狩猟行為

電車、自動車、船舶その他乗物に向っての銃猟すること

●次の行為は法律等で義務付けられています。

- 住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく届け出ること。
- 垣、さく等で囲まれた土地又は作物のある土地で狩猟をする場合は、あらかじめその土地占有者の承諾を得ること。
- 狩猟をする際は、狩猟者登録証を携帯し、国又は地方公務員、警察官その他関係者から提示を求められたときは提示すること。
- 狩猟をする際は、狩猟者記章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用すること。
- 網猟・わな猟登録者は、使用する猟具ごとに住所、氏名、登録をした都道府県知事名、登録年度、登録番号をタテ、ヨコ1センチメートル以上の大ききで記載した標識をつけること。
- 狩猟者登録証を狩猟期間が終わった日から30日以内に返納すること。また、返納の際に、狩猟者登録証の裏面報告欄に捕獲した鳥獣の種類別の員数を捕獲場所ごとに記載すること。
- 立入検査の権限のある職員が狩猟者の所持する鳥獣等进行检查する場合は、これに応じること。

●その他次の事項を守って狩猟をしてください。

- 農作物を荒らさないこと。
- 山火事を起こさないこと。
- 猟犬の管理を厳重にすること。
- 土地の占有者等から狩猟をしないように申し入れがあったときは、狩猟をしないこと。
- みだりに網・わなを狩猟期前に設置したり狩猟期後に放置したりしないこと。
- 自然公園の特別保護地区では、狩猟ができないので注意すること。
- アマチュア無線を利用する場合は、必ず免許を受け関係法令を遵守すること。